

国立大学法人東京学芸大学こどもモードハウス活用事業者の公募について

本学におけるこどもモードハウス活用事業者（以下「事業者」という。）を下記により募集する。

1. 業務の概要

業 務 名：国立大学法人東京学芸大学こどもモードハウス活用事業

業務概要：児童の放課後を中心とした学校外教育（以下「放課後教育」という）に関する研究を推進するため、国立大学法人東京学芸大学こどもモードハウスを活用して放課後教育を実施する。

業務期間：令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年間）

2. 参加資格

- (1) 国の競争参加資格「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」において令和7年度に関東・甲信越地区の「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。
- (2) 東京学芸大学契約事務取扱規則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国、地方公共団体、国立大学法人等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 放課後教育に関連する事業運営あるいはこれに類似する業種について、過去3年以内の実績があり、安定した放課後教育事業の運営が可能で現在も継続中の者であること。
- (5) 学校外教育のモデルカリキュラム開発、教育支援人材養成のための研修システム開発に関する本学との共同研究を推進する体制があること。
- (6) 教育支援人材養成のための実践フィールドとして、本学の授業や課外活動における学生のフィールド参加に協力できること。

3. 公募要項等の交付

交付期間：令和7年9月24日（水）～令和7年10月17日（金）

※土、日及び休日を除く。

交付場所：東京学芸大学研究・連携推進課連携第一係（本部棟1階）

住 所：東京都小金井市貫井北町四丁目1番1号

T E L：042-329-7902

4. 企画提案書等の提出期限等

提出期限：令和7年10月17日（金）17時00分まで（厳守）

提出場所：上記3の交付場所に同じ

提出部数：正本1部、副本5部

※提出は持参に限ります。郵便等による提出はできません。

5. 事業者の選定方法

応募者が提出した企画提案書等を、本学「公募型企画競争選定委員会」が評価し、最も優れていると判断した者を事業者として選定する。

6. その他

- (1) 応募にかかる保証金は徴収しない。
- (2) 業務期間は2年間とするが、社会情勢等の変化により事業運営の継続が困難となった場合には、本学と協議できるものとする。
- (3) 参加資格のない者から提出があった企画提案書、公募要項に記載のある要求要件を満たさない企画提案書、提出期限後に提出された企画提案書等は無効とする。
- (4) 契約締結にあたっては契約書の作成を要する。
- (5) 「国立大学法人東京学芸大学の契約に係る情報の公開に関する基準」により、事業者等について公表することがある。
- (6) その他、詳細は公募要項を参照すること。

令和7年9月24日

国立大学法人東京学芸大学
教育インキュベーション推進機構長
國 仙 久 雄（公印省略）